

春日部市有資格業者入札参加停止の措置公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成28年1月13日制定。以下「措置要綱」という。)第11条の規定により行う公表(以下「公表」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 公表する事項(以下「公表事項」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加停止を受けた有資格業者(以下「入札参加停止業者」という。)の商号又は名称
- (2) 入札参加停止業者の主たる営業所の所在地
- (3) 入札参加停止の理由
- (4) 入札参加停止措置の始期及び終期
- (5) その他必要な事項

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公表の方法は、公表事項を記載した文書(別記様式)を市政情報室において閲覧に供するとともに、公表事項を春日部市公式ホームページへ掲載して行うものとする。
- (2) 贈収賄、談合、独占禁止法違反等の悪質な事件に基づき行った入札参加停止措置等の措置については、報道機関に別途公表を行うことができる。

(市政情報室での閲覧)

第4条 市政情報室での閲覧に供する期間は、入札参加停止措置を行った日から開始し、入札参加停止措置の期間が満了する日(以下「満了日」という。)の属する年度末までとする。ただし、満了日が3月となるものについては、翌年度末とする。

2 入札参加停止措置の期間の変更又は解除した場合は、前項の「入札参加停止措置を行った日から」を「変更又は解除を行った日から」と読み替え、前項の規定を準用する。

(ホームページの掲載期間)

第5条 公表事項を閲覧に供する期間は、前条の規定を準用する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(春日部市有資格業者入札参加停止の措置公表要領の廃止)

2 春日部市有資格業者入札参加停止の措置公表要領(平成25年3月25日制定)は、廃止する。